

消費税率アップで知っておきたい! 独占禁止法, 下請法, 景品表示法

消費税増税が経営を圧迫すると、取引先から下請代金の一方的な減額や、買ったときなど、不公正な取引で困ることも出てくるかもしれません。また、皆様ご自身が独占禁止法や下請法に違反しないよう、気を付けなければなりません。知らなかったでは済まないのが法律です。

転ばぬ先の杖、皆様のご参加を心よりお待ちしております。



講師

弁護士（日本・米国ニューヨーク州）・弁理士

南部 朋子 氏 [なんぶ ともこ]

◆プロフィール

- 一橋大学法学部卒業 ●平成12年 司法試験合格 ●平成14年 司法修習終了(55期)
- 平成14年 弁護士登録、リバーシティ法律事務所入所 ●平成17年 弁理士登録
- 平成20年 ペンシルバニア大学ロースクールLLM修了、
ニューヨーク州司法試験(NYBarExam)合格
- 平成20年～平成21年 外務省国際法局経済条約課・
社会条約官室課長補佐(任期付任用公務員)
- 平成22年 米国ニューヨーク州弁護士登録



講

演

内

容

- ① 独占禁止法、下請法、景品表示法はどんな法律？
- ② 消費税率アップで注意したい、独占禁止法上問題となる行為
- ③ 消費税率アップで増える？取引先からのこんな行為は、下請法に違反します
- ④ お客様へのお知らせや宣伝のときも要注意！景品表示法を忘れずに
- ⑤ 問題のない取引にするための、契約書作成時の留意点

日時

平成26年1月22日(水) 14:00～16:00

会場

島原市 HOTEL シーサイド島原

受講料

無 料 (どなたでも参加できます。お誘い合わせの上ご来場下さい。)

主催

公益社団法人 島原法人会

島原市新湊1丁目32-1 第3マルデンビル2F-C [TEL 0957-62-7025]

※お申込はこのまま **FAX 0957-64-0527** にてご返信下さい。

(複数受講お申込の場合は本用紙をコピーしてご使用下さい。定員になり次第締め切らせていただきます。)

お申込用紙

平成 年 月 日

貴社名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
お名前		役 職	

※ご記入いただいた個人情報については、個人情報保護法に基づき、管理運用し、個人情報の保護に努めます。
詳細につきましては「公益社団法人 島原法人会 プライバシーポリシー」
(<http://shimabarahoujinkai.jp/privacy.html>) をご参照下さい。